

広報委員長会議次第

開催日時 令和6年(2024年)6月4日(火)

午後1時30分から

開催場所 市役所3階全員協議会室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

(1) 6月の広報事項

①小児医療費助成事業対象年齢拡大について

(子育て政策課)

(2) 市政への要望事項等

①6月の市政への要望事項等

4 その他

(1) 広報委員等の謝礼について

(2) 令和6年度広報委員アンケートについて

5 閉 会

◀ 資料データを市ホームページで公開しています ▶

「トップページ」⇒「小田原で暮らす」⇒「行政経営」

⇒「広報・広聴」⇒「広報委員」⇒「広報委員長会議」



小児医療費助成事業対象年齢拡大について

子育て世帯の経済的負担を軽減するために、10月診療分から対象を18歳に達した日以降の最初の3月31日までに拡大します。保護者の所得制限はありません。

医療証の発行には、申請手続きが必要です。手続きはオンラインでもできます。新たに対象になるかたには、お知らせを送付します。詳しくは、市のホームページなどで、お知らせします。

スケジュール(予定)

新たに対象となるお子さん(高校1年生から3年生相当)

6月末までにお知らせを送付

7月1日～8月末に申請受付

9月末までに医療証を送付

よくある質問

Q. 9月以降に申請した場合はどうなりますか。

医療証の送付は10月1日以降になる可能性があります。有効期間は10月1日からのものが交付されます。医療証の有効期間中に医療機関等の窓口で保険診療の自己負担額を支払ったときは、医療助成費の支給申請ができます。

Q. 進学等で子どもが小田原市外に暮らしている場合はどうなりますか。

小田原市に住民登録がある場合は対象となります。

Q. 結婚している場合や就労している場合は対象となりますか。

生活状況にかかわらず、年齢で対象者を決めていますので、満18歳の年度末までのかたは対象となります。

Q. 子ども本人が申請することができますか。

原則として申請者は保護者です。保護者の申請が難しい場合はご相談ください。